

【全年次】^{ぜんねんじ} ふうくししゅうろう

りかい ふか

「福祉就労」への理解を深めよう！

いっていき ぼいじょう じぎょうしゃ ほうりつ しょうがいしゃ こよう ぎむづ
一定規模以上の事業者は法律で障害者の雇用が義務付けられています。

(1) 「福祉就労」とは？

しょうがい さまざま しえん ひつよう どあ さまざま
「障害」には様々なタイプがあります。「支援が必要な度合い」も様々で、ほとんど
しえん ひつよう ひと ぜんめんてき しえん ひつよう ひと
支援を必要としない人から、全面的な支援が必要な人までいます。

たと ひじょう わ しょうがい ひと へったつしょうがい じっさい じぶん
例えば、非常に分かりにくい障害の一つに「発達障害」があります。実際に、自分
じしん き
自身では気づかないケースもたくさんあります。

「アルバイトができない」「大学入学後、履修登録の意味が理解できない」「悪気はないのに、自分の発言や行動が原因でトラブルが起こる」「些細な音や振動、物の動きが気になってストレスになる」など、社会生活を送るなかで支障が出て、病院を受診して
はんめい れい すく
判明した例も少なくありません。

かなり無理をして一般の枠で就職する人もいますが、会社に馴染めずに直ぐに辞めてしまったり、ストレスが原因となって体調を悪くする人も見受けられます。

そこで、^{ほんにん かいしゃ} 本人と会社が「その人が持っている特性」^{ひと も とくせい}
を十分に理解したうえで就職する「福祉就労」という方法があります。また、
^{しょうがいしゃわく} 「障害者枠」として積極的に採用する企業が増えています。

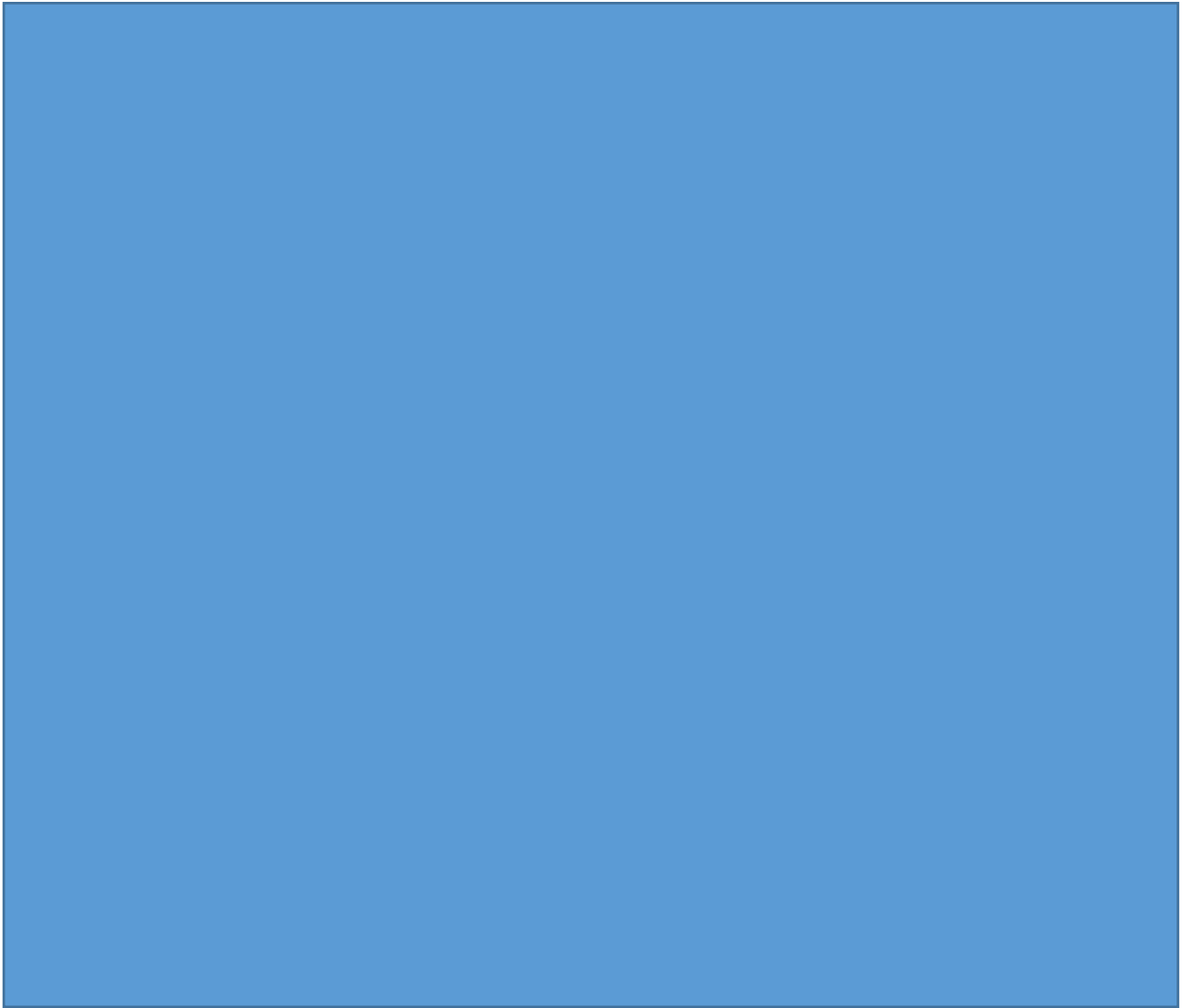
(2) 学校斡旋による就職活動でも「福祉就労」ができるのか？

まいとしなんけん きゅうじん じっさい ふくししゅうろう しゅうしょく せいと
毎年何件か求人があり、実際に福祉就労により就職した生徒もい
ます。しかし、^{がっこうあつせん} 学校斡旋による就職は、「福祉就労」でも活用可能な
ものの、^{きゅうじんすう きわ すく げんじょう} 求人数は極めて少ないのが現状です



(3) 具体的にどのような企業から「福祉就労」の求人票がきているのか？

実際に、企業から送られてきた求人票を紹介します。



「仕事の内容は入社後にていねいにお教えしますのでご安心ください」とのことです。

職場の状況

こちらには、進路担当の本校教員が職場訪問をさせていただいたことがあります。

その時の状況を簡単に説明します。

①仕事の内容



(4) 「福祉就労」をするためには

まずは「就職したい」「仕事をしたい」という気持ちが大切です。そのうえで、必要なものや、取組みの仕方を紹介します。

①手帳を持つこと

ほとんどの福祉就労は「障害者手帳」「療育手帳」を持っている必要があります。手帳を取得するためには時間がかかります。「診断を受けたけれども手帳を持っていない」「診断も受けていない」という人は、早めに対応する必要があります。

学校には、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）といった専門職の方がいます。関心のある人は、相談しやすい学校の先生に相談をしてみましょう。自分で説明が難しい場合には保護者の方からの相談も受け付けています。

②長めの「会社見学」

「どんな仕事ができるのか」「得意なことは何か」「しっかり通えるか」採用する企業は皆さんのことをよく知る必要があります。多くの場合、1週間から1カ月程度、「職場体験」のような形でお互いが様子を見るという取組みが行なわれています。

(5) 福祉就労に繋がるもうひとつの方法「就労移行支援所」

「就職したいけど、何が得意か分からない」「もっといろいろなスキルを身に付けたい」そのように考える人は「就労移行支援所」があります。

①「就労移行支援所」とは？

一般教養、ビジネスマナー、パソコンの基本操作等、企業に入ってから一般的に求められるスキルを2年間で身に付け、職場実習をしながら就職先を決めていく場所です。

②対象者は？

一般企業への就職を希望する方を対象としています。

③費用や利用の仕方は？

ほとんどの方が無料で利用していますが、前年度の収入等、条件によっては費用が発生する場合があります。

学校では複数の就労移行支援所を紹介することが可能で、卒業後の進路として、過去6年で6名の方がこの仕組みを利用しています。そして、ほぼ全ての卒業生がすべての支援プログラムを終えて就職に繋がっているか、内定をいただいているとのことです。

(6) なぜ企業は「福祉就労」に積極的なのか

民間企業では障害者雇用率制度に基づき、従業員の2.2%の人数の障害者を雇用することが義務付けられています。これは、従業員45.5人雇用している場合には、障害者1人を雇用する必要があるということです。

つまり、障害者雇用への意識が高い会社だけでなく、一定規模の企業はすべて障害者雇用を前提とした採用計画を組む必要に迫られているわけです。また、現在の「障害者雇用率2.2%」も今後は更に引き上げられる予定です。

学校斡旋による就職活動（福祉就労）に関心のある人は早めに相談をしてください。就職を目指して頑張りましょう。